

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年5月24日
【発行者名】	マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大原 啓一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町8番地15 (2016年6月25日より本社移転に伴い、本店の所在の場所が東京都港区六本木一丁目7番27号に変わります。)
【事務連絡者氏名】	品川 あづみ
【電話番号】	03-3234-0602
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	M S V 内外 E T F 資産配分ファンド（Hコース）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間 : 上限10百万円 継続申込期間 : 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

MSV内外ETF資産配分ファンド(Hコース)(以下、「当ファンド」といいます。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下、「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間:10百万円を上限とします。

継続申込期間:1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

当初申込期間 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。)

基準価額については、販売会社または委託会社の下記「(8)申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

### (5)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

### (6)【申込単位】

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。(当初申込期間は1口当たり1円とします。)

ただし、収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

申込単位の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

### (7)【申込期間】

当初申込期間:平成28年6月9日

継続申込期間:平成28年6月10日から平成29年6月26日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

### (8)【申込取扱場所】

販売会社で取得申込みの取扱い等を行います。

販売会社の照会先は以下の通りです。

委託会社への照会

ホームページ : <http://www.msvip.co.jp/>

電話番号 : 03-3234-3310(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

## (9)【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

継続申込期間

取得申込者は、申込代金を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定する当ファンドに係る口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座)に払込まれます。

## (10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に申込代金を支払うものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」の照会先にご確認ください。

## (11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

## (12)【その他】

申込の方法

当ファンドの取得申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに販売会社の所定の方法で行われます。取得申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

販売会社によっては、収益分配金の受取り方法により、収益分配金を受取るコース(「分配金受取コース」(販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。))または収益分配金を税引後で再投資するコース(「自動けいぞく投資コース」)のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込の受付を制限または停止することができます。

また、委託会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます。)を取消することができるものとします。

スイッチングについて

当ファンドは、1口単位でスイッチング(乗換え)することができます。スイッチングとは、現在保有している当ファンドを換金(解約請求)して、委託会社が設定している他のファンド(MSV内外ETF資産配分ファンド(Aコース)から(Hコース))の取得申込みを行う取引のことをいい、当ファンドの換金代金が取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングによる取得申込みの際に申込手数料がかかる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、換金(解約)代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って支払われます。

(参考)

#### 投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません)。

振替口座簿に記載・記録されますので、受益権の所在が明確になります。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

当ファンドは、わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託または外国投資信託の受益証券および投資法人または外国投資法人の投資証券（以下、「投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、国内外の株式、債券および不動産投資信託（リート）等へ実質的に投資することにより、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

###### 信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、1兆円とします。ただし、委託会社は、受託会社との合意により変更することができます。

###### 基本的性格

一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は、以下の通りです。

###### 商品分類表

単位型・追加型投信の別	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉となる資産）
単位型投信	国内	株式 債券
<b>追加型投信</b>	海外	不動産投信 その他資産
	<b>内外</b>	<b>資産複合</b>

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

###### 該当する商品分類の定義について

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）およびその他の資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

###### 属性区分表

投資対象資産 (実質の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
---------------------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル(日本を含む)		
	年2回	日本	ファミリー ファンド	
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	あり (部分ヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		なし
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券・不動産投信)・資産配分変更型))	その他	アフリカ		
		中近東(中東)		
		エマージング		
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円ででの為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は、一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください(<http://www.toushin.or.jp/>)。

#### 該当する属性区分の定義について

その他資産(投資信託証券(資産複合(株式・債券・不動産投信)資産配分変更型))	投資信託証券を通じて、国内外の株式、債券、不動産投信(リート)等へ実質的に分散投資する。 組入れる投資信託証券は、収益機会の追及やリスクの分散を目的として、各資産の組入比率も適宜見直しを行う。
年12回(毎月)	目論見書または投資信託約款において、年12回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり(部分ヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、一部資産に為替ヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

一般社団法人投資信託協会が定める規則です。

## < ファンドの特色 >

わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券(ETF)( )を主要投資対象とします。

投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託(リート)へ実質的に分散投資を行います。

わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券または投資証券を意味します。また、ETFとは、「Exchange Trade Fund」の略称で、主に国内外の株式・債券・リート等に関する特定のインデックス等に連動することを目指して運用が行われています。

リターンの獲得を最優先し、相応のリスクを取ります。

投資信託証券は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して分散投資を行います。

投資信託証券の合計組入比率は、高位に保つことを原則とします。

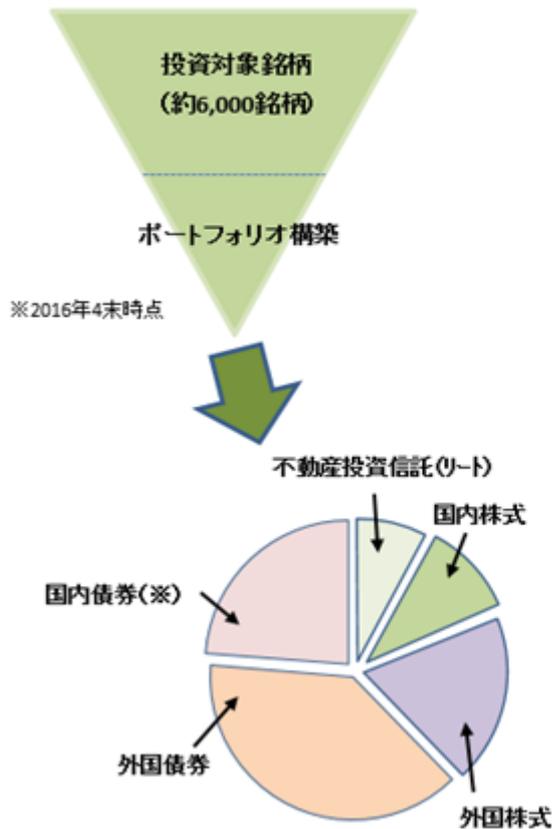
投資信託証券の資産別の組入比率については、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。

投資対象の投資信託証券については、市場の流動性や運用管理に係る経費ならびに投資信託証券の発行体の信用リスク等を勘案して、組入れる銘柄を選定します。

組入れている外貨建資産については、対円の為替ヘッジを行うことがあります。

外貨建債券の指数に連動している投資信託証券の一部もしくは全部について、対円の為替ヘッジを行うことで、実質的に国内債券に連動する資産クラスに代替します。

## ファンドのコンセプト



### <1> 投資対象銘柄の選定

次の主要な選定基準を満たす銘柄を選定します。

- 金融商品取引所に上場している投資信託証券のうち、取引が活発に行われている銘柄(流動性の高い銘柄)
- 投資信託証券の運用管理に係る経費率(信託報酬率)が相対的に廉価な銘柄

### <2> 機動的な分散投資

選定基準を満たす投資信託証券を次の運用方針に従って運用します。

- 組入れている投資信託証券を国内外の株式や債券、不動産投資信託(リート)の5つの資産クラスに分類して、分散投資を行います。
  - ※ 外債資産クラスの一部もしくは全部に対して対円の為替ヘッジを行い、内債資産クラスに代替します。
- 市場動向、収益機会、リスク分散等により機動的に資産クラスの配分を見直します。

※上記はイメージ図としての一例であり、実際と異なる場合があります。

### 投資対象候補一覧

投資対象予定の投資信託証券	国籍	運用対象	ベンチマーク	信託(管理)報酬率(年率)
バンガード・米国短期債券・インデックスETF	米国	米国短期債券	バークレイズ米国国債(1-5年)インデックス	0.10%
バンガード・米国短期社債・インデックスETF	米国	米国短期社債券	バークレイズ米国社債(1-5年)インデックス	0.10%
Schwab・米国短期債券・インデックスETF	米国	米国債券	バークレイズ米国国債(1-3年)インデックス	0.08%
バンガード・米国中期債券・インデックスETF	米国	米国債券	バークレイズ米国国債(5-10年)インデックス	0.10%
バンガード・米国トータル債券市場・インデックスETF	米国	米国債券	バークレイズ米国アグリゲート・ボンドインデックス(変動調整)	0.07%
iシェアーズ・コア・米国アグリゲート・ボンド・ETF	米国	米国債券	バークレイズ米国アグリゲート・ボンドインデックス	0.08%
iシェアーズ・US投資適格社債・ETF	米国	米ドル建社債券	バークレイズ投資適格債券ボンドインデックス	0.08%
バンガード・トータル・インターナショナル債券・インデックスETF	米国	外国債券	バークレイズ・アグリゲート・ボンドインデックス(変動調整、除米ドル)	0.19%
Schwab 米国アグリゲート・ボンドETF	米国	米国債券	バークレイズ米国アグリゲート・ボンドインデックス	0.05%

ダイワ上場投信 TOPIX	日本	国内株式	東証株価指数	0.11%
TOPIX連動型上場投資信託	日本	国内株式	東証株価指数	0.11%
上場インデックスファンドTOPIX	日本	国内株式	東証株価指数	0.088%
バンガード・FTSE・オールワールド・インデックスETF(除く米国)	米国	外国株式(除く米国)	FTSE オールワールド(除く米国)インデックス	0.14%
バンガード・FTSE先進国市場・インデックスETF(除く米国)	米国	先進国株式	FTSE 先進国オールキャップ(除く米国)インデックス	0.09%
バンガード・FTSE・エマージング・マーケット・ETF	米国	新興国株式	FTSE 新興国株式インデックス	0.15%
iシェアーズ・コアMSCIEマージング・マーケット・ETF	米国	新興国株式	MSCIEマージング・マーケット・インベスタブル・マーケット・インデックス	0.16%
Schwab・インターナショナル・エクイティ・ETF	米国	外国株式	FTSE 先進国(除く米国)インデックス	0.08%
Schwab・U.S. Broad Market	米国	外国株式	ダウ・ジョーンズ・USブロード・ストック・マーケット・インデックス	0.03%
バンガード・トータル・ストック・マーケット・インデックスETF	米国	外国株式	CRSP USトータルマーケット・インデックス	0.05%

投資対象予定の投資信託証券	国籍	運用対象	ベンチマーク	信託(管理)報酬率(年率)
バンガード・S&P500・インデックスETF	米国	外国株式	S&P 500 インデックス	0.05%
iシェアーズ・コア・S&P 500・ETF	米国	外国株式	S&P 500 インデックス	0.07%
SPDR・S&P500・ETF	米国	外国株式	S&P 500 インデックス	0.0945%
バンガード・米国バリュー・インデックスETF	米国	米国株式	CRSP USラージキャップ・バリュー・インデックス	0.09%
バンガード・スモールキャップ・インデックスETF	米国	外国株式	CRSP USスモールキャップ・バリュー・インデックス	0.09%
iシェアーズ・MSCI・USA・ミニマム・ボラティリティ・ETF	米国	外国株式	MSCI・USA・ミニマム・ボラティリティ・インデックス	0.15%
Schwab・米国高配当株式・ETF	米国	外国株式	ダウ・ジョーンズ U.S. 配当100 インデックス	0.07%
バンガード・米国増配株式・インデックスETF	米国	米国株式	NASDAQ US ディビデンド・アチーバーズ・セレクト・インデックス	0.10%
バンガード・米国高配当株式・ETF	米国	米国株式	FTSE 高配当イールド・インデックス	0.10%
iShares Core U.S. Value ETF	米国	米国株式	Russell 3000 バリュー・インデックス	0.07%
Schwab U.S. Large-Cap Value ETF	米国	米国株式	ダウ・ジョーンズ U.S. Large Cap Value Total Stock Market Index	0.06%
Schwab U.S. Small-Cap ETF	米国	米国株式	ダウ・ジョーンズ U.S. Small Cap Total Stock Market Index	0.07%

バンガード・REIT・ETF	米国	グローバル リート	MSCI USリート・インデックス	0.12%
Schwab・U.S. REIT・ETF	米国	グローバル リート	MSCI USリート・インデックス	0.07%
iシェアーズ・グローバル・REIT・ETF	米国	グローバル リート	FTSE EPRA/NAREIT Global リート・インデックス	0.14%

上記は、2016年4月現在における投資対象とする投資信託証券であり、今後変更となる場合があります。  
(ベンチマークの名称は、2016年4月時点で記載しています。)

## (2)【ファンドの沿革】

平成28年6月10日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

## (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの関係法人とその役割

(イ)委託会社(マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社)

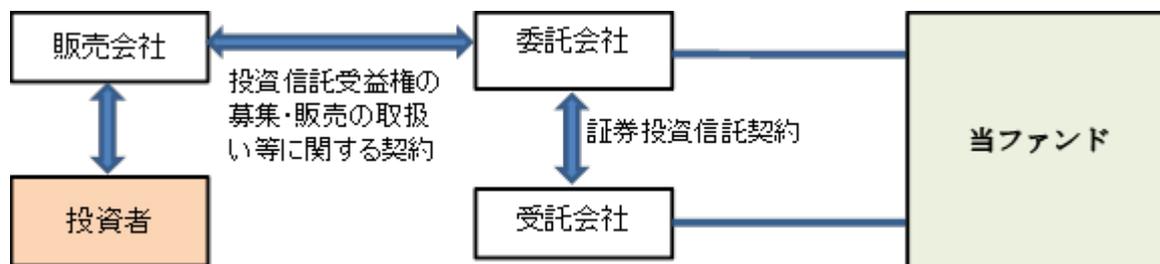
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

(ロ)受託会社(三菱UFJ信託銀行株式会社、再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管および管理等を行います。

(ハ)販売会社

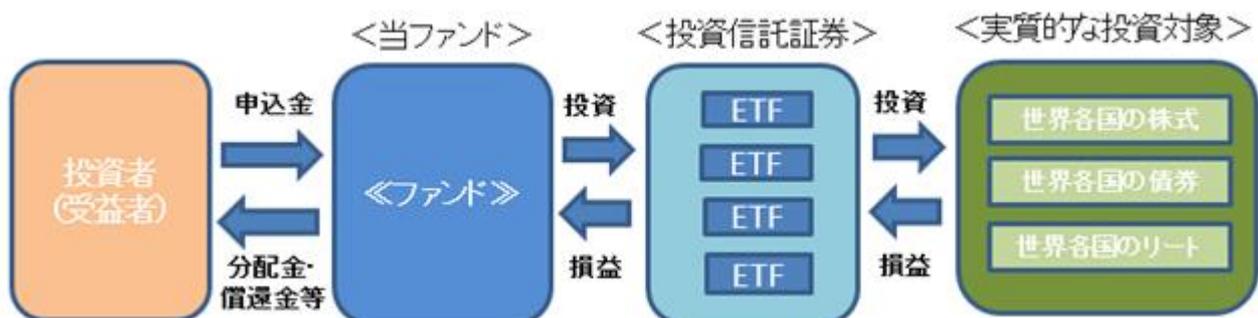
委託会社との間で締結される販売解約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



(ファンド・オブ・ファンズについて)

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



## 委託会社が関係法人と締結している契約の概要

### (イ)「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しています。当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象ならびに委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等を規定したものです。

### (ロ)「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しています。当該契約の内容は、受益権の募集・販売の取扱い、収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払事務等に関する規定を包括的に定めています。

## 委託会社の概況

### (イ)資本金の額

250百万円(平成28年3月31日現在)

### (ロ)委託会社の沿革

平成27年8月28日 会社設立

平成27年10月27日 「日本投資顧問株式会社」から「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社」に商号変更

平成27年11月27日 資本金100百万円から250百万円に増資

### (ハ)大株主の状況(平成28年3月末現在)

株主名称	住所	所有株数	比率
マネックスグループ株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	10,202株	51.01%
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋3 1 1	8,800株	44.00%
Raisonnable, Inc.	103 Foulk Road Suite 200, Wilmington County of New Castle, Delaware 19803, United States of America	998株	4.99%

### (ニ)金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第2882号

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

当ファンドは、中長期的な信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

#### 投資態度

- (イ)主としてわが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券への投資を通じて、国内外の株式、債券、不動産投資信託(リート)等へ実質的に分散投資を行います。
- (ロ)投資信託証券の合計組入比率は、高位に(70%以上を目途に)保つことを原則とします。投資対象の各投資信託証券への投資比率は、原則として、市場環境および収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向等によっては、投資対象の各投資信託証券への組入比率を引き下げることもあります。

(ハ)組入外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行うことがあります。

(ホ)資金動向または市況動向によっては、上記のような運用ができないことがあります。

## (2)【投資対象】

わが国または外国の金融商品取引所に上場している投資信託証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。)

- A) 有価証券
- B) 金銭債権
- C) 約束手形

(ロ)次に掲げる特定資産以外の資産

- A) 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として投資信託証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(イ)株券または新株引受権証書

(ロ)国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券、社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

(ハ)コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(ニ)新株引受権証券および新株予約権証券

(ホ)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

(ヘ)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書、第5号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号の証券ならびに第5号の証券または証書のうち第2号の証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図をすることができます。

(イ)預金

(ロ)指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(ハ)コールローン

(ニ)手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】

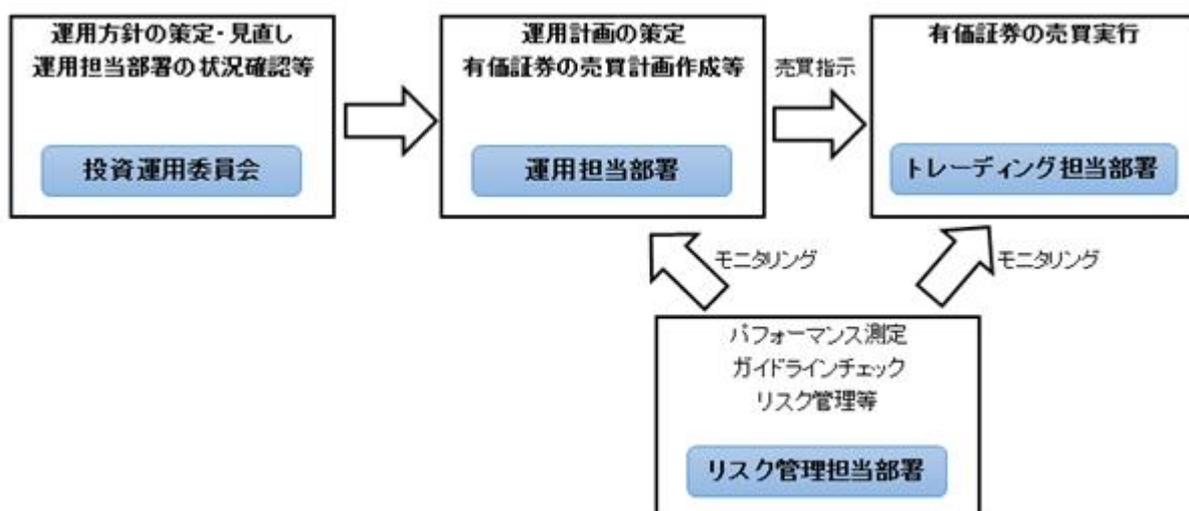
委託会社では、運用に係る組織および権限と責任を明示するとともに、運用を行うにあたって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る規程を定めています。

取締役、運用担当責任者等で構成される「投資運用委員会」は、運用担当部署の状況確認、運用手法の協議および運用方針の策定・見直し等を行います。

「投資運用委員会」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。個別の有価証券等の発注は、運用指図権限を委託した運用担当者が執行します。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、リスク管理担当部署にて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理担当部署にて行われます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、日々の純資産総額の照合、月次の勘定残高の照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備および運用状況の報告書を再信託受託会社より受取っています。



上記の体制は、平成28年4月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

### (4)【配分方針】

#### 収益配分方針

毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として次の通り収益配分を行う方針です。

#### (イ) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

#### (ロ) 分配対象額についての配分方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### (ハ) 留保益の運用方針

収益配分に充てず信託財産内に留保した利益については、委託者の判断に基づき、前記の運用の基本方針に則した運用を行います。

#### 収益の配分方式

(イ) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- A) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該諸経費、当該監査費用、当該信託報酬に係る消費税に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、信託報酬および当該諸経費、当該監査費用、当該信託報酬に係る消費税に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(ロ) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、指定販売会社等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

## 収益分配金に関する留意事項

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が  
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、分配方針に基づき、次の分配対象額から支払われます。

### ①経費控除後の配当等収益

### ②経費控除後の評価益を含む売買益

### ③分配準備積立金

### ④収益調整金

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当することができます。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

計算期間中に発生した収益の中から  
支払われる場合

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



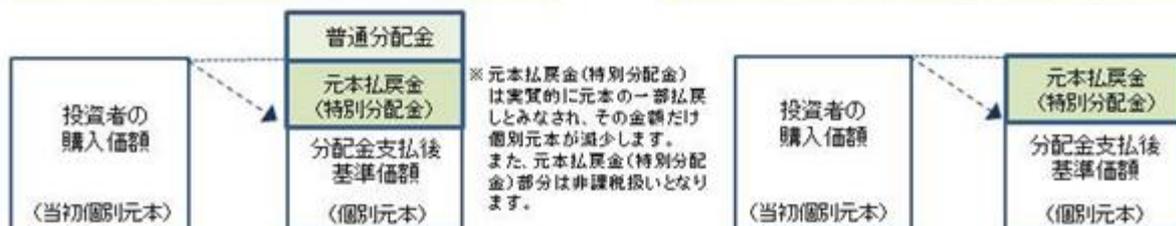
3つのケースとも受取る分配金は同額(100円)ですが、基準価額の増減により、投資信託の収益状況は異なった結果となっています。投資信託の収益は、分配金だけでなく、「分配金の受取額」と「基準価額の増減額」とを合わせてご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示すものではありませんのでご注意ください。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり幅が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額が減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

## (5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一のものに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 外国為替の予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。  
デリバティブ取引の直接利用は行いません。

#### 投資する株式等の範囲

- (イ)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社が発行するものとします。ただし、株主割当または社債券者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ)上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

- (イ)委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ロ)上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る外国為替の買予約の合計額と売予約の合計額の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (ハ)上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定性にはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益会社への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日または解約代金の入金日もしくは信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までに限るものとします。
- (ハ)資金借入額は、当該有価証券等の売却代金または解約代金および償還金の合計額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- (ニ)収益分配金の再投資に係る支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ホ)借入金の利息は信託財産中から支弁します。

## 法令で定める投資制限

### (イ)同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

### (ロ)デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

## 3【投資リスク】

### (1)ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。従って、投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

#### 価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には不動産投信(リート)を投資対象とする場合があります。不動産投信(リート)の価格は、当該不動産投信(リート)が組み入れられている不動産等の価値や資料等に加え、様々な市場環境等の影響を受け変動します。不動産投信(リート)の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

#### 金利変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。債券の発行通貨の金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、債券の残存期間や金利等も価格変動に影響を与えます。

#### 為替変動リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について、一部もしくは全部の資産に対円で為替ヘッジを行いますが、為替ヘッジを行っていない資産において、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。また、円の金利が為替ヘッジの対象となる外貨建資産の通貨の金利より低い場合、円と当該通貨との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

#### 信用リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

#### 流動性リスク

当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

#### カントリーリスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的には新興国の株式および債券を投資対象とする場合があります。新興国の政治や経済情勢等の変化により金融市場・証券市場が混乱して、投資した資金の回収が困難になることや、投資した投資信託証券の価格が大きく変動する可能性があります。

#### 収益分配金に関する留意事項

収益分配は、計算期間中に発生した運用益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと、受益者毎に異なります。

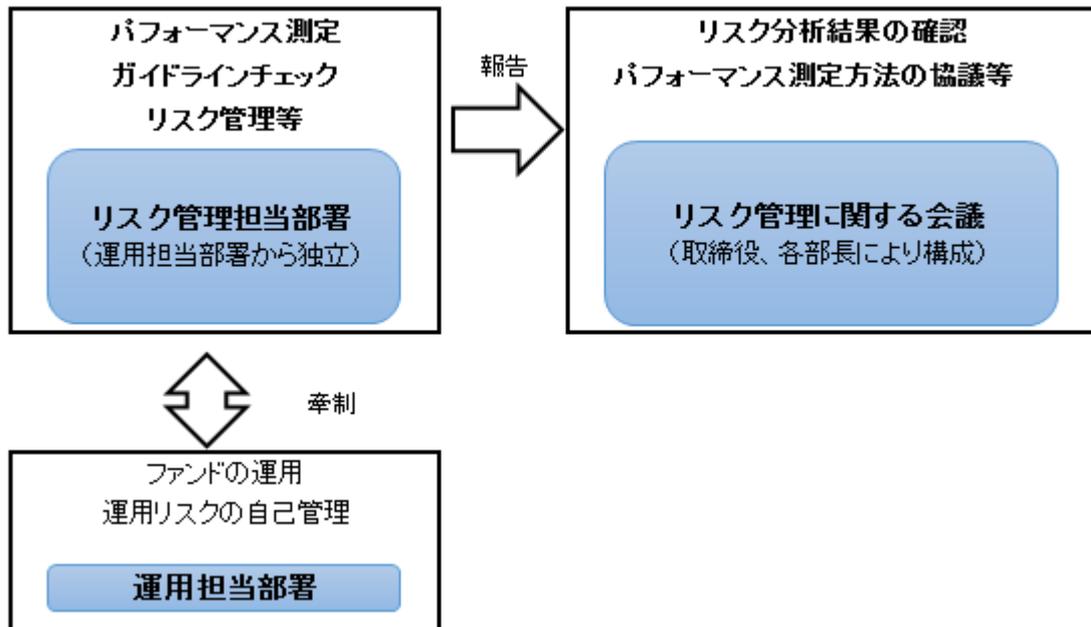
収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

#### その他の留意事項

- A) 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- B) 当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。
- C) 当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

## (2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、対象ファンドについて、運用パフォーマンス評価と運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等に対象ファンドのリスク分析の結果を報告します。また、当会議体等において、運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。



上記の体制は、平成28年4月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

## ■ 参考情報

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

- ◆ 当ファンドは2016年6月10日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、分配金再投資基準価額および年間騰落率はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ◆ 代表的な資産クラスについて、2011年1月～2015年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ◆ 当ファンドは2016年6月10日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、運用実績はありません。
- ◆ 当ファンドは、ベンチマークがないため該当事項はありません。

#### <各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込)  
 外国株：MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込)  
 国内債券：NOMURA-BPI総合  
 外国債券：パークレイズ・グローバル・アグリゲート(円ベース)  
 グローバルREIT：FTSE EPRA/NAREIT グローバル・リート・インデックス  
 (注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

- 「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表している指数で、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。
  - 「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Incが開発した、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。
  - 「NOMURA-BPI総合」は、野村証券株式会社が公表する、日本の公債債券流通市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。
  - 「パークレイズ・グローバル・アグリゲート」は、パークレイズが開発した指数で、世界主要国に上場している債券を対象として算出した指数です。
  - 「FTSE EPRA/NAREIT グローバル・リート・インデックス」は、FTSE インタナショナル・リミテッドが算出、公表している世界主要国に上場している不動産投資証券(REIT)を対象としています。
- ※上記各指数に関する著作権、知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、算出・公表している指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。  
 ※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切の責任を負いません。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

**(2)【換金(解約)手数料】**

ありません。

**(3)【信託報酬等】**

当ファンドの純資産総額に対して年率0.891%（税抜0.825%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

信託報酬は、毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産の中から支弁するものとしてします。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

消費税法の変更があった場合は、税率に応じて税込みの料率に変更されます。

信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

< 信託報酬の配分(税抜) >

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.72%	当ファンドの運用、受託会社への運用指図、目論見書等の作成等の対価
販売会社	年0.08%	購入後の情報提供、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年0.025%	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

上記の他に当ファンドが投資する投資信託証券に関しても信託(管理)報酬等がかかります。

当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して、年率1.041%程度(税込)(概算値)です。

概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託(管理)報酬率を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への基本配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

**(4)【その他の手数料等】**

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担として、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料・税金、組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用等は、受益者の負担として、信託財産中から支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の手数料等」について、事前に料率、上限額および計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、運用状況等により変動するものであったり、また、発生時・請求時にはじめて具体的な金額を認識するものであったりすることから、あらかじめ具体的に記載することができません。

**(5)【課税上の取扱い】**

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

(イ)収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます

#### (ロ)換金(解約)時および償還時

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益。

#### (ハ)損益通算について

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

#### 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成28年3月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

#### < 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照ください。)

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際は、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5 【運用状況】

当ファンドの運用は、平成28年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

### (1)【投資状況】

該当記載事項はありません。

### (2)【投資資産】

該当記載事項はありません。

### (3)【運用実績】

該当記載事項はありません。

### (4)【設定及び解約の実績】

該当記載事項はありません。

参考情報 運用実績

当ファンドは、平成28年6月10日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、運用実績はありません。

### 基準価額・純資産の推移

該当記載事項はありません。

### 分配の推移

該当記載事項はありません。

### 主要な資産の状況

該当記載事項はありません。

### 年間収益率の推移

該当記載事項はありません。

当ファンドはベンチマークはありません。

委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込(販売)手続等】

取得の申込みは、原則として販売会社の毎営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ、取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

当ファンドでは、収益の分配がなされた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）と収益分配金を税引後で再投資する「自動けいぞく投資コース」のどちらかを選択することとなります。販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

また、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）を取消することができるものとします。

信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断した場合、委託会社は、受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます。）の受付を制限または停止することができます。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## (1) 申込単位

販売会社が定める単位（当初元本1口 = 1円）

ただし、「自動けいぞく投資コース」により収益分配金を税引後で再投資による取得申込については、1口単位とします。

## (2) 申込手数料

ありません。

## (3) 申込代金

取得申込みの受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額

## (4) 払込期日

取得申込者は、申込代金を販売会社が定める所定の期日までに払込むものとします。

## 2 【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し換金（解約）の請求をすることができます。

受益者が換金（解約）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、換金（解約）の請求を受け付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

換金（解約）の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われ、かつ、換金（解約）受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が換金（解約）の請求をするときは、委託会社または販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付を中止することおよび既に受付けた換金請求の受付を取り消すことができるものとします。換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

#### (1) 解約単位

販売会社が定める単位

#### (2) 解約価額

解約価額は、解約請求の受付日の翌営業日の基準価額とします。

#### (3) 解約手数料

かかりません。

#### (4) 解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求の受付日より起算して6営業日目から販売会社において受益者に支払います。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金

額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

#### 主な投資対象の評価方法

##### (イ)金融商品取引所上場の投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

##### (ロ)外貨建資産

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値をもとに評価します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において算出されます。

#### 基準価額の照会方法

基準価額の照会先は、販売会社または以下の通りです。

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社

ホームページ: <http://www.msvip.co.jp/>

電話番号: 03-3234-3310(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

信託期間は、平成28年6月10日から無期限とします。

## (4)【計算期間】

原則として毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年6月27日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

### 償還条件等

(イ)委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受益会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(ハ)書面決議において、受益者(委託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ)書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ホ)上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じ

ている場合にあつて、上記(ロ)から(ニ)までの取扱いを行うことが困難な場合にも適用しません。

- (ヘ)委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ト)委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (チ)監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託契約は、下記(ロ)に規定する書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (リ)受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または委託会社もしくは受益者が裁判所に受託会社の解任を申立て裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、なお(イ)から(ト)に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (ロ)委託会社は、(イ)の事項((イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、(イ)の併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ)(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ)(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ)(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは適用しません。
- (ト)(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

(イ)他の受益者の氏名または名称および住所

(ロ)他の受益者が有する受益権の内容

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の

解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし、双方から契約満了日3ヵ月前までに特段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.msvip.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎および償還時に、運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則としてあらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社を通じて交付します。この交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

運用報告書(全体版)については、委託会社のホームページに掲載します。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、当該受益者にこれを交付します。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

### (1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、税金を差し引いた後、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が償還金支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 一部換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部換金（解約）の請求をする権利を有します。

なお、換金には制限があります。詳細については、「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

#### **(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権**

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの運用は、平成28年6月10日から開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(以下、財務諸表等規則という。)」ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。))に基づいて作成しています。
- (3) 当ファンドの監査は、PwCあらた監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書に記載されます。

#### 1 【財務諸表】

##### (1) 【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2) 【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3) 【注記表】

該当事項はありません。

##### (4) 【附属明細表】

該当事項はありません。

## 2 【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

### (2) 受益者名簿

該当事項はありません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡および譲渡制限

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 受益権の譲渡

(イ) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(ロ) 当該申請のある場合には、当該振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(ハ) 前記(イ)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

### 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部換金(解約)の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額等

平成28年3月31日現在、資本金は2億5千万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、20,000株を発行済です。

##### (2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、すべての取締役で組織される取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。

増員または欠員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了の時までです。

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となります。

代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会は、法令、定款等に定められた業務執行の重要事項を決定します。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

取締役、運用担当責任者等で構成される投資運用委員会は、運用担当部署の状況確認、運用手法の協議および運用方針の策定・見直しなどを行います。

運用担当者は、投資運用委員会において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定し、当ファンドのポートフォリオを構築するために運用担当部署から独立したトレーディング担当部署に個別の有価証券の売買実行を指示します。

トレーディング担当部署は、個別の有価証券の売買を実行する前に指示内容を確認した上で、最良執行を目指して売買の執行を行います。

運用担当部署から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果については、運用担当部署にフィードバックされ、必要に応じて是正されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。問題点の改善方法の提言等も含めて評価結果を委託会社の経営陣に報告する内部監査態勢を構築しています。

上記の体制は、平成28年4月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

#### 2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年4月28日現在、委託会社の運用する証券投資信託はありません。

平成28年6月10日から運用を開始する予定です。

### 3 【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成いたします。
- (2) 委託会社は、平成27年8月28日に設立され、第1期事業年度(自平成27年8月28日至平成28年3月31日)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、現在、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けているため、財務諸表は添付していません。

### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

### 5 【その他】

#### (1) 定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

## (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社は、平成27年10月27日に商号をマネックス・セゾン・バンガード投資顧問に変更しました。  
また、平成27年11月27日に資本金を2億5千万円に増資しました。  
上記以外、該当事項はありません。

## (3) 第1期事業年度

- ・総資産 434百万円
- ・当期純損失 80百万円

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称	資本金の額(百万円) 平成27年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ)に基づき信託業務を営んでいます。

## &lt;再信託受託会社の概要&gt;

名称	資本金の額(百万円) 平成27年3月末現在	事業の内容
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額 平成27年3月末現在	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法。以下同じ)に基づき信託業務を営んでいます。
マネックス証券株式会社(注)	10,393	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) マネックス証券株式会社は、平成28年7月1日より取扱いを開始する予定です。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・処分、信託財産の計算、信託財産に関する報告書の作成等を行います。

## (2) 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求を受け、収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

### 第3【その他】

- (1) 交付目論見書(金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。)および請求目論見書(金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定により交付される目論見書をいいます。以下同じ。)の表紙に、それぞれ「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書(請求目論見書)」と記載するほか、金融商品取引法に基づく目論見書である旨を記載する場合があります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」を記載することがあります。
- (2) 交付目論見書および請求目論見書の表紙等に、委託会社の名称、設立年月日、本店の所在地、金融商品取引業者登録番号、ファンドの形態を記載することがあります。
- (3) 交付目論見書に、以下の趣旨を記載することがあります。

当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- (4) 請求目論見書に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、株式、債券等の値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。

投資信託は、保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

投資信託は、預金保険の対象ではありません。

投資信託は、保険契約における保険金額とは異なり、受取金額等の保証はありません。

投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本保証および利回り保証をするものではありません。

投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

投資信託の取引に関しては、クーリングオフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- (5) 信託約款の重要な事項を交付目論見書に掲載し、信託約款の全文を請求目論見書の巻末に掲載します。
- (6) 当ファンドに関する請求目論見書を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- (7) 最新の運用実績は委託会社のホームページにてご確認いただけます。
- (8) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。グラフ、図表等に使用するファンドに関するデータは、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- (9) 当ファンドにおける課税上の取扱いは株式投資信託となります。
- (10) 目論見書の表紙または本文に、写真、イラスト、キャッチコピー、ファンド名ロゴマーク、ロゴマーク入り社名または社名を付加して使用することがあります。